平成２４年（フ）第４００号
北海道旭川市永山１条６丁目２番２号　メビウス102号
債務者　西谷　充史
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０１号
北海道旭川市永山１条６丁目２番２号　メビウス102号
債務者　松田みゆき（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８３号
横浜市神奈川区菅田町317番地　第１サニーマンション102号
債務者　渡辺三恵子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３７３号
横浜市神奈川区松見町３丁目942番地３　ダイアパレス妙蓮寺Ｂ―14号
債務者　関根　喜裕
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８号
愛知県豊橋市東田町字五反畑72番地の１102
債務者　藤城　雅代
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２１２号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目８番13号　ＧＲＡＮＤＣＨＡＲＩＯＴⅡ106
債務者　栗林　千恵
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
石川県加賀市潮津町ユ37番地１　柏谷アパート12号
債務者　中野智津江
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後１時10分
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５０６号
岡山市東区西大寺中野20―５　エルディム中野201、住民票上の住所岡山市東区広谷461番地７
債務者　岸本　真弓
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触43番地　三本松アパート103号
債務者　久間　勝治
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第２２４号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目24番43号　仲宗根アパート203号
債務者　田場　尚也
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１５号
愛知県江南市高屋町御日塚84番地１　ロイヤルパーク御日塚102、住民票上の住所愛知県江南市高屋町御日塚84番地１
破産者　伊藤塗装こと　伊藤　　薫
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７６５０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目４番９号
破産者　株式会社富屋
1　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午後３時30分
平成24年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１号
広島市東区馬木１丁目191番地１　ゆうとぴあ106
破産者　藤元　　淳
1　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
2　一般調査期日　平成25年２月６日午前10時30分
平成24年11月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４４号
大阪府摂津市千里丘２丁目８番18号
破産者　株式会社山口武商店
1　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
2　一般調査期日　平成25年１月24日午後３時30分
平成24年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４５号
大阪府吹田市千里丘中９番11号、前住所大阪府摂津市千里丘２丁目８番18号
破産者　山口　こと
1　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
2　一般調査期日　平成25年１月24日午後３時30分
平成24年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６号
和歌山市湊５丁目８番１号
破産者　和田　　譲
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月21日午後２時10分
平成24年11月15日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係